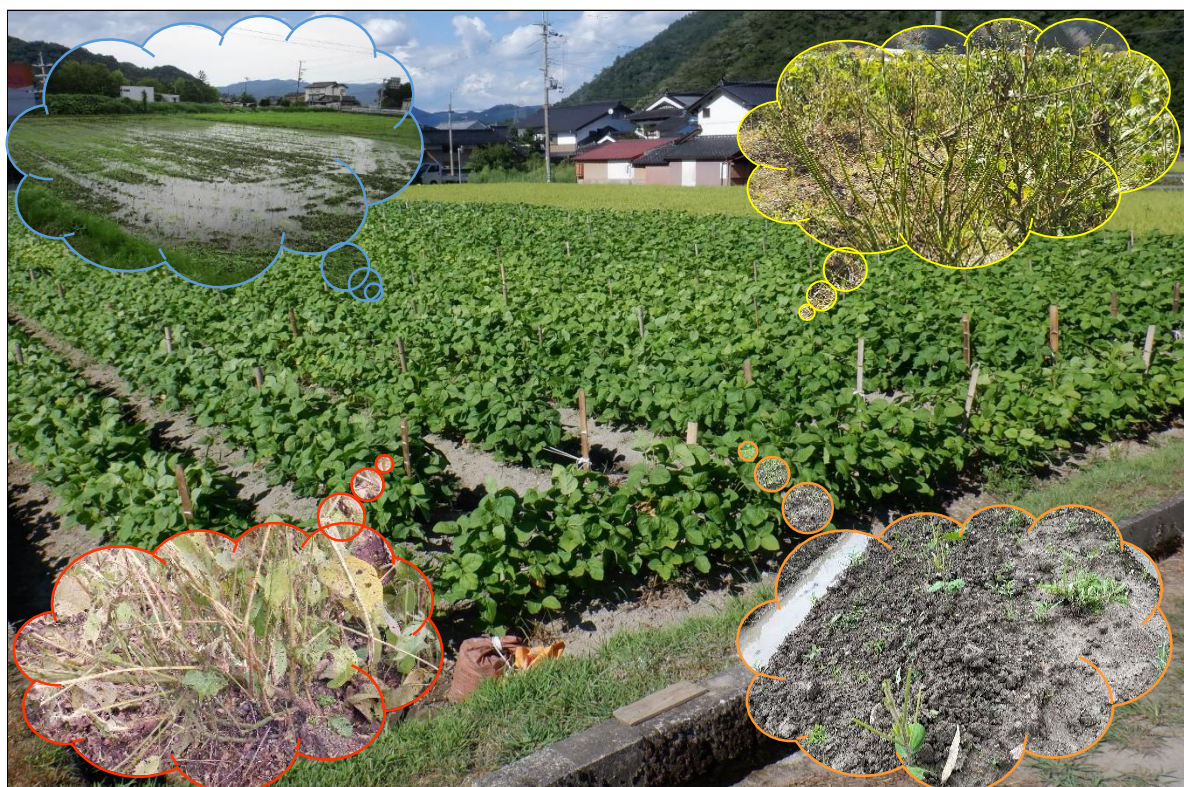


半相殺方式

NOSAIの大豆共済

農家ごとに**最高8割**を補償します。



近年の異常気象や獣害等により、大豆の被害が多発しています。県内では、最近5か年で被害農家約**850戸**に対して**累計約1.3億円**の共済金をお支払いしています。
農業経営安定のため大豆共済に加入しましょう。

加入のお申し込みは令和7年6月15日までです



安心のネットワーク

NOSAI

兵庫県農業共済組合
兵庫県 農林水産省

半相殺方式

【補償割合：8割、7割、6割】

農家単位で引受け、農家ごとに**2割**を超える被害があった場合に共済金を支払います。
(8割補償の場合)

対象となる災害は

自然災害（風水害・土壌湿潤害・干害など）や病害、虫害、鳥害、獣害、火災による大豆の減収を補償します。

加入できる農業者は

白大豆のほか、丹波黒または丹波黒以外の黒大豆を、それぞれ5アール以上作付けする農業者

- * 個人だけでなく法人や営農組織でもご加入できます。
- * 作付けするすべての耕地のお申し込みが必要となります。
- * 農業経営収入保険との重複加入はできません。
- * 枝豆等未成熟で収穫されるものは加入できません。

補償の期間は

発芽期（または移植期）から収穫期まで

- * 収穫期とは、適期に刈り取り、ほ場から運び出すまでです。（通常のほ場乾燥期間中も含みます。）
- * 適期に播種されなかった場合には、共済金の一部が免責となる場合があります。

補償額（共済金額）は

補償額

=

kg当たり価額

×

基準収穫量

×

補償割合

- * kg当たり価額は、毎年農林水産大臣が決定した価額から選択できます。
- * 基準収穫量は、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども通常に行われたときに得られる収穫量（平年収量）のことです。

農家負担掛金等は

農家負担掛金

=

補償額

×

掛金率

×

45%

- * 掛金の55%を国が負担します。
- * 掛金率は過去20年の被害率をもとに算出し、農業者によって異なります。
- * 掛金等は所定の期日（7月31日）までに必ず納入してください。
- * 農家負担掛金のほかに事務費賦課金をご負担していただきます。

加入の目安

栽培面積10アール、基準収穫量100kgの耕地を申し込む場合

補償割合	品種	共済金額 (補償額)	農家負担掛金等 (納付額)
8割	白大豆	22,720円	1,201円
	黒大豆(丹波黒)	125,600円	6,217円
7割	白大豆	19,880円	868円
	黒大豆(丹波黒)	109,900円	4,191円
6割	白大豆	17,040円	647円
	黒大豆(丹波黒)	94,200円	2,847円

- * kg当たり価額は、白大豆 284 円、黒大豆 1,570 円（令和7年産）を使用
- * 共済掛金率は、白大豆、黒大豆（丹波黒）の県下平均を使用
- * 農家負担掛金等には事務費賦課金が含まれています。

共済金の支払は

支払共済金

=

kg当たり価額

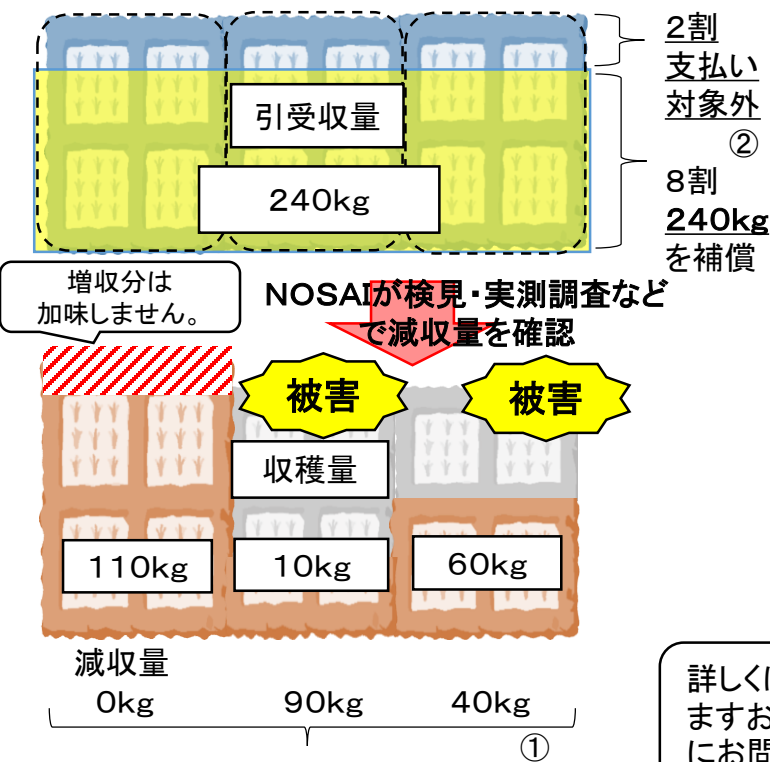
×

共済減収量

- * 共済減収量＝減収量の合計－共済金支払い対象外
- * 肥培管理、病虫害防除、獣害防止対策の不適切など共済事故以外による減収がある場合には、支払われる共済金が減額される場合があります。
- * 経営所得安定対策における畑作物の直接支払交付金の面積払を受ける場合は、共済金が調整される場合があります。

共済金支払いの一例

基準収穫量100kgの耕地、3ほ場を大豆共済に加入している農家が、以下のような被害を受けた場合



減収量合計130kg

8割補償の場合

共済減収量：
$$\frac{(0\text{kg} + 90\text{kg} + 40\text{kg}) - 300\text{kg} \times 20\%}{1} = 70\text{kg}$$

① ② ③

・白大豆の場合
支払共済金：
$$284\text{円} \times 70\text{kg} = 19,880\text{円}$$

kg当たり価額 ③

・黒大豆(丹波黒)の場合
支払共済金：
$$1,570\text{円} \times 70\text{kg} = 109,900\text{円}$$

kg当たり価額 ③

詳しくは、裏面に記載しておりますお近くの農業共済事務所にお問い合わせください。



重要事項(注意喚起情報)

- 次の場合には、直ちに通知してください。
- (1) 災害が発生したとき、並びに共済金の支払を受けるべき損害があると認めるとき。
 - (2) 加入申込書に記載した事項に変更が生じたとき。
 - (3) 共済目的を譲渡したとき。
 - (4) 共済目的を収穫適期前に刈り取り、抜き取り若しくはすき込みを行うとき。
 - (5) 栽培方法を加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更したとき。
- 次の場合には、共済関係を解除します。共済関係を解除した場合は、その時まで発生した損害についても共済金の支払責任を負いません。
- (1) 加入資格者が加入申込書の際に告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失によってこれを告げず、又は不実を告げたとき。
 - (2) 加入者が正当な理由がないのに農家負担共済掛金を遅滞したとき。
※ 正当な理由とは、例えば、口座引落しを行っている金融機関が災害等で機能停止した場合や、自然災害等のため共済掛金を納入することができなかった場合などをいいます。
 - (3) 加入者が共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ又は生じさせようとしたとき。
 - (4) 加入者が共済金の給付の請求について詐欺を行い又は行おうとしたとき。
 - (5) その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- 次の損害は、共済金の支払責任を負いません。
- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。
 - (2) 加入者（加入者と同一の世帯に属する親族を含む）又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害。
- 次の場合には、共済金の全部又は一部を免責します。
- (1) 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき、又は加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき。
 - (2) 加入者が損害発生のお知らせを怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (3) 加入資格者が加入申込書の事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを告げず、又は不実を告げたとき。
 - (4) 加入者が正当な理由がないのに事業規程に基づき督促された農家負担共済掛金の払込みを遅延したとき。
 - (5) 加入者が共済目的に異動が生じたとき（共済目的を譲渡したとき、又は収穫適期前に刈り取り、抜き取り若しくはすき込みを行ったとき、又は栽培方法を加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更したとき）の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (6) 加入者が植物防疫法の規定に違反した場合。
- 次の場合には、引受内容（共済金額）を変更し、当組合から共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは、共済金の一部を返還していただくこととなります。
- (1) 大豆に係る経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金」の交付申請をして当該交付金の交付を受ける者（対象者）として引受けしたが、最終的に交付金が交付されなかった（共済事故によって生じた損害（収穫皆無、全量規格外等）により当該交付金の交付を受けることができなかった場合を除く）とき。
 - (2) 被害申告時の当該直接支払交付金のうち数量払のみを申請する旨の申告に基づき共済金が支払われた後に、面積払の交付を受けたことが確認された場合は、共済金の一部を返還していただくこととなりますので、ご了承ください。
- 共済金の支払財源に不足が生じたときは、共済金の一部を事業規程の規定に基づき削減することがあります。
- 個人情報の取扱い
- (1) ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、引受けの判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
 - (2) 農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、組合および国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。
 - (3) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国または地方公共団体等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

本書面は、大豆共済への加入にあたり、確認いただきたい事項を記載しております。
内容を確認・了解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

NOSAIひょうごへのお問い合わせ

事務所名	電話番号	該当市町	事務所名	電話番号	該当市町
神 戸	078-220-0044	神戸市	宍 粟	0790-60-3004	宍粟市
阪 神	079-550-0027	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市 宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	佐 用	0790-60-3002	佐用町
東 播 磨	079-424-1390	明石市、加古川市、高砂市 稲美町、播磨町	豊 岡	0796-42-4133	豊岡市
西脇多可	0795-21-9002	西脇市、多可町	南 但	079-665-0215	養父市、朝来市
三 木	0794-68-9085	三木市	香美新温泉	0796-92-2410	香美町、新温泉町
小野加東	0794-62-3433	小野市、加東市	丹波篠山	079-550-9010	丹波篠山市
加 西	0790-21-9058	加西市	丹 波	0795-74-1474	丹波市
中 播	079-232-4401	姫路市、神河町、市川町、福崎町	洲本淡路	0799-28-1653	洲本市、淡路市
赤 相	0791-45-1101	相生市、赤穂市、上郡町	南あわじ	0799-42-6210	南あわじ市
たつの太子	0791-63-4800	たつの市、太子町	(本 所)	078-332-7158	